

不利益処分の処分基準

処 分 の 内 容		工事中の製造施設等に係る使用禁止、使用制限命令
根拠法令及び条項		建築基準法第88条第2項
所管部課係名		まちづくり未来部建築審査課建築審査係
処 分 基 準	関 係 条 項	建築基準法第9条第2項から第9項及び第11項から第15項 建築基準法第90条の2第1項
	基 準 (未設定の場合はその理由)	未設定（個々の事象に応じて、個別判断をせざるを得ないものであり、具体化することが困難なため）
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	年 月 日設定（ 年 月 日最終変更）